調査表４－１

市区町村別集計項目（推進体制等）

愛知県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1 担当課（室）名	問1 所属	問1 事務所掌	問2－1 庁内連絡会議の有無	問2－2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例 問3－1 有 問3－2 条例名称	問3－1 有 問3－2 公布日（西暦）	問3－1 有 問3－2 施行日（西暦）	問3－1 無 問3－3 現在の状況	男女共同参画に関する計画（2024年4月1日現在で有効なもの） 問4－1 有 問4－2 計画名称	問4－1 有 問4－2 計画期間	問4－1 有 問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－1 有 問4－3 計画策定の方法	問4－1 無 問4－4 現在の状況
						28	41	19				51				
23	100	名古屋市	ｽﾎﾟｰﾂ市民局市民生活部男女平等参画推進課	1	1	1	1	男女平等参画推進なごや条例	2002年3月29日	2002年4月1日		名古屋市男女平等参画基本計画2025	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
23	201	豊橋市	市民協働推進課	1	2	1	1	豊橋市男女共同参画と性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例	2004年3月31日	2004年4月1日		とよはしﾊｰﾓﾆｰﾌﾟﾗﾝ2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
23	202	岡崎市	多様性社会推進課	1	2	1	1	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例	2005年3月29日	2005年4月1日		ｳｨｽﾞﾌﾟﾗﾝおかざき 第5次岡崎市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
23	203	一宮市	政策課	1	2	1	1				4	第4次一宮市男女共同参画計画	2024年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
23	204	瀬戸市	まちづくり協働課	1	2	1	1				4	第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次瀬戸市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
23	205	半田市	市民協働課	1		2	1	半田市男女共同参画推進条例	2005年7月12日	2005年7月12日		みんなが輝くﾁｬﾚﾝｼﾞﾌﾟﾗﾝ(第3次半田市男女共同参画推進計画)	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
23	206	春日井市	多様性社会推進課	1	2	1	1	春日井市男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第3次かすがい男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
23	207	豊川市	人権生活安全課	1	2	1	1	豊川市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第3次豊川市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1	
23	208	津島市	人権推進課	1	2	1	1				4	津島市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ2030	2021年4年 ～ 2031年3年	1	1	
23	209	碧南市	市民協働部 地域協働課 地域協働係	1	2	2	2				4	第3次碧南市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日	1	1	
23	210	刈谷市	市民協働課	1	2	1	1	刈谷市男女共同参画推進条例	2019年9月30日	2019年10月1日		第3次刈谷市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
23	211	豊田市	市民活躍支援課 とよた男女共同参画ｾﾝﾀｰ	1	1	1	1				4	第4次とよた男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ(ｸﾛｰﾊﾞｰﾌﾟﾗﾝ)	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
23	212	安城市	市民協働課	1	2	2	1	安城市男女共同参画推進条例	2008年3月26日	2008年4月1日		第5次安城市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
23	213	西尾市	地域つながり課	1	2	1	1				4	第3次西尾市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日	1	1	
23	214	蒲郡市	協働まちづくり課	1	2	2	1				4	第3次蒲郡市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2021年6月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
23	215	犬山市	多様性社会推進課	1	2	2	2				4					2
23	216	常滑市	市民協働課	1	2	2	2				4	第6次常滑市総合計画	2022年4月 ～ 2029年3月	2	2	
23	217	江南市	市民ｻｰﾋﾞｽ課	1	2	1	1				4	第3次こうなん男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
23	219	小牧市	多世代交流ﾌﾟﾗｻﾞ	1	1	2	1	小牧市男女共同参画条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第4次小牧市男女共同参画基本計画ﾊｰﾓﾆｰⅣ	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
23	220	稲沢市	地域協働課	1	2	1	1				3	いなざわ男女共同参画ﾌﾟﾗﾝⅢ	2021年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
23	221	新城市	市民自治推進課	1	2	2	1				4	新城市ﾊﾟｰﾄﾅｰﾌﾟﾗﾝ 第2次新城市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2020年4月 ～ 2032年3月	1	1	
23	222	東海市	市民協働課	1	2	1	1	東海市男女共同参画推進条例	2004年9月29日	2004年11月1日		東海市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝⅢ	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
23	223	大府市	こども若者女性課	1	1	1	1	おおぶ男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2003年10月1日		おおぶ男女共同参画ﾌﾟﾗﾝⅥ さんかく!おおぶ	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
23	224	知多市	子ども若者支援課	1	2	1	2				4	知多市男女共同参画行動計画(ｳｲｽﾞﾌﾟﾗﾝⅢ)	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
23	225	知立市	協働推進課	1	2	1	1				4	第3次知立市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ(改定版)	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
23	226	尾張旭市	多様性推進課	1	2	1	1	尾張旭市男女共同参画推進条例	2013年12月20日	2014年4月1日		第2次尾張旭市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ中間見直し版	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
23	227	高浜市	文化ｽﾎﾟｰﾂｸﾞﾙｰﾌﾟ	1	2	2	2				4	第7次高浜市総合計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日	2	2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
								問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
			担当課（室）名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
23	228	岩倉市	協働安全課	1	2	1	1				4	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1	
23	229	豊明市	共生社会課	1	2	1	1				4	第3次とよあけ男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ（中間見直し版）	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	2	1	
23	230	日進市	市民協働課	1	2	2	1	日進市男女平等推進条例	2007年4月1日	2007年10月1日		第3次日進市男女平等推進ﾌﾟﾗﾝ	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
23	231	田原市	企画課	1	2	2	1				4	田原市男女共同参画推進ﾌﾟﾗﾝⅡ	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
23	232	愛西市	市民協働課	1	2	1	1				4	第4次愛西市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
23	233	清須市	教育部生涯学習課	2	2	2	1				4	第2次清須市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
23	234	北名古屋市	まちづくり推進課	1	2	1	1	北名古屋市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次北名古屋市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2018年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
23	235	弥富市	市民協働課	1	2	1	1	弥富市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第2次弥富市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
23	236	みよし市	協働推進課	1	2	2	1	みよし市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2015年4月1日		みよし市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝﾊﾟｰﾄﾅｰ2024-2033	2024年4月 ～ 2034年3月	1	1	
23	237	あま市	人権推進課	1	2	1	1	あま市男女共同参画推進条例	2012年3月23日	2012年4月1日		第2次あま市男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
23	238	長久手市	観光商工課	1	2	1	1	長久手市の男女共同参画を推進する条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第4次長久手市男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2028年3月	1	1	
23	302	東郷町	企画情報課	1	2	1	1	東郷町男女共同参画推進条例	2010年12月21日	2011年4月1日		第2次東郷町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2018年4月 ～ 2028年3月	1	1	
23	342	豊山町	企画調整部 企画課	1	2	2	2				4	豊山町男女共同参画社会計画 第3次ﾚｲﾝﾎﾞｰﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2032年3月	2	1	
23	361	大口町	地域協働部地域協働課	1	2	2	1				4	第五次おおぐち男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2023年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
23	362	扶桑町	地域協働課	1	2	1	1				4	第2次扶桑町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2020年4月1日 ～ 2030年3月31日	1	1	
23	424	大治町	社会教育課	2	2	2	2				4				2	
23	425	蟹江町	政策推進室 政策推進課	1	2	2	1				4	第2次蟹江町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
23	427	飛島村	総務部企画課	1	2	2	2				4	飛島村男女共同参画推進ﾌﾟﾗﾝ2019-2028	2019年4月 ～ 2028年3月	1	1	
23	441	阿久比町	社会教育課	2	2	2	2				4	第2次阿久比町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2017年4月 ～ 2027年3月	1	1	
23	442	東浦町	企画政策部住民自治課	1	2	2	1				4	第3次東浦町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
23	445	南知多町	企画財政課	1	2	2	2				4	第2次南知多町男女共同参画計画	2018年4月 ～ 2032年3月	1	1	
23	442	美浜町	総務部地域戦略課	1	2	2	2				4	美浜町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2013年4月1日 ～ 2026年3月31日	2	1	
23	447	武豊町	企画政策課	1	2	2	1				4	第3次武豊町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2021年4月 ～ 2031年3月	1	1	
23	501	幸田町	企画政策課政策ｸﾞﾙｰﾌﾟ	1	2	2	1				2	第3次幸田町男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
23	561	設楽町	企画ﾀﾞﾑ対策課	1	2	1	1				4	第二次設楽町男女共同参画基本計画	2019年4月 ～ 2029年3月	1	1	
23	562	東栄町	総務課	1	2	2	2				4	東栄町第1次男女共同参画ﾌﾟﾗﾝ	2022年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	2	
23	563	豊根村	振興課	1	2	2	2				4					2

＜選択肢回答＞

所属
1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議
1 有
2 無

諮問機関
1 有
2 無

男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
2 一体でない
計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）
1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況
1 策定予定有
2 策定予定無

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. １

愛知県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体						
												施設管理			事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			9							1	8	5	4	0	7	3	0
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進ｾﾝﾀｰ	ｲｰﾌﾞﾙなごや	460-0015	愛知県名古屋市中区大井町7番25号	052-331-5288	052-322-9458	https://e-able-nagoya.jp/		○		○		○	○	
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画ｾﾝﾀｰ	ﾊﾟﾙﾓ	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3番地の22	0532-33-2822	0532-33-2810	https://www.city.toyohashi.lg.jp/10880.htm		○		○		○		
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流ﾌﾟﾗｻﾞ	Libra(りぶら)	444-0059	愛知県岡崎市康生通西4丁目71番地	0564-23-3100	0564-23-3165	https://www.city.okazaki.lg.jp/libra/		○	○			○		
23	203	一宮市															
23	204	瀬戸市															
23	205	半田市															
23	206	春日井市	春日井市青少年女性ｾﾝﾀｰ	ﾚﾃﾞｨﾔﾝかすがい	486-0844	春日井市鳥居松町2丁目247番地	0568-85-4401	0568-85-7890	https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/shisetsu/kouminkan/rediyan/index.html		○	○			○		
23	207	豊川市															
23	208	津島市															
23	209	碧南市															
23	210	刈谷市															
23	211	豊田市	とよた男女共同参画ｾﾝﾀｰ	ｷﾗｯ☆とよた	471-0034	豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化ｾﾝﾀｰ2階□	0565-31-7780□	0565-31-3270□	https://clover-toyota.jp/		○	○			○		
23	212	安城市															
23	213	西尾市															
23	214	蒲郡市															
23	215	犬山市															
23	216	常滑市															
23	217	江南市															
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性ｾﾝﾀｰ		485-0041	愛知県小牧市小牧三丁目555番地	0568-71-9848	0568-71-9840	http://www.city.komaki.aichi.jp/		○	○			○		
23	220	稲沢市															
23	221	新城市															
23	222	東海市															
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	ﾐｭｰいしがせ	474-0035	愛知県大府市江端町4-1	562480588	562449144	misigase@ma.medias.ne.jp		○		○			○	
23	224	知多市	男女共同参画ｾﾝﾀｰ	ｳｲｽﾞ	478-0065	知多市新知東町2丁目7-2	0562-56-6305	0562-56-6305	https://www.city.chita.lg.jp/docs/2014030900023/		○	○			○		
23	225	知立市															
23	226	尾張旭市															
23	227	高浜市	女性文化ｾﾝﾀｰ		444-1332	愛知県高浜市湯山町六丁目6番地4	0566-52-5002		https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/bunka/760.html	○			○			○	
23	228	岩倉市															
23	229	豊明市															
23	230	日進市															
23	231	田原市															
23	232	愛西市															
23	233	清須市															
23	234	北名古屋市															
23	235	弥富市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
												施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
23	236	みよし市															
23	237	あま市															
23	238	長久手市															
23	302	東郷町															
23	342	豊山町															
23	361	大口町															
23	362	扶桑町															
23	424	大治町															
23	425	蟹江町															
23	427	飛島村															
23	441	阿久比町															
23	442	東浦町															
23	445	南知多町															
23	442	美浜町															
23	447	武豊町															
23	501	幸田町															
23	561	設楽町															
23	562	東栄町															
23	563	豊根村															

調査表4－2

市区町村別集計項目（総合的な施設）No. 2

愛知県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数（人）		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業										
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			9					9	9	7	8	0	5	3	0	3		
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進ｾﾝﾀｰ	2003年6月18日	10	17	28,317	○	○	○	○		○	○				
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画ｾﾝﾀｰ	1994年5月2日	1	7	1,840	○	○	○	○		○					
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流ﾌﾟﾗｻﾞ	2008年11月1日	5	2	11,367	○	○	○	○		○	○				
23	203	一宮市																
23	204	瀬戸市																
23	205	半田市																
23	206	春日井市	春日井市青少年女性ｾﾝﾀｰ	1991年1月13日	8	5	45,980	○	○	○	○					○		
23	207	豊川市																
23	208	津島市																
23	209	碧南市																
23	210	刈谷市																
23	211	豊田市	とよた男女共同参画ｾﾝﾀｰ	2005年4月1日	4	10	16,393	○	○	○	○					○	男女共同参画ﾌﾟﾗﾝの策定、進捗管理□	
23	212	安城市																
23	213	西尾市																
23	214	蒲郡市																
23	215	犬山市																
23	216	常滑市																
23	217	江南市																
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性ｾﾝﾀｰ	1995年9月21日	8	4	10,074	○	○		○		○	○		○		
23	220	稲沢市																
23	221	新城市																
23	222	東海市																
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	1989年4月1日	3	6	13,451	○	○	○	○							
23	224	知多市	男女共同参画ｾﾝﾀｰ	2000年4月1日	0	3	7,644	○	○	○	○		○					
23	225	知立市																
23	226	尾張旭市																
23	227	高浜市	女性文化ｾﾝﾀｰ	1995年4月1日	0	1	11,201	○	○									
23	228	岩倉市																
23	229	豊明市																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）														
			問6－1 名　称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額（千円）	問6－8 主な事業									
					常勤（雇用（任用）期間の定めがない職員）	非常勤（雇用（任用）期間の定めがある職員）		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
23	230	日進市															
23	231	田原市															
23	232	愛西市															
23	233	清須市															
23	234	北名古屋市															
23	235	弥富市															
23	236	みよし市															
23	237	あま市															
23	238	長久手市															
23	302	東郷町															
23	342	豊山町															
23	361	大口町															
23	362	扶桑町															
23	424	大治町															
23	425	蟹江町															
23	427	飛島村															
23	441	阿久比町															
23	442	東浦町															
23	445	南知多町															
23	442	美浜町															
23	447	武豊町															
23	501	幸田町															
23	561	設楽町															
23	562	東栄町															
23	563	豊根村															

調査表4－3

市区町村別集計項目（男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況）

愛知県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言 問7－1 宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在） 市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
				2		38	2	5.3	51	4	7.8	16	0	0.0	14	0	0.0	12,046	1,645	13.7
23	100	名古屋市				1	0	0.0	3	1	33.3							5348	1120	20.9
23	201	豊橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							424	17	4.0
23	202	岡崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							557	8	1.4
23	203	一宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							812	76	9.4
23	204	瀬戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
23	205	半田市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	2	4.8
23	206	春日井市				1	0	0.0	2	0	0.0							554	95	17.1
23	207	豊川市				1	0	0.0	2	0	0.0							183	6	3.3
23	208	津島市				1	0	0.0	0	0								217	47	21.7
23	209	碧南市				1	1	100.0	1	0	0.0							119	1	0.8
23	210	刈谷市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	0	0.0
23	211	豊田市				1	0	0.0	2	1	50.0							298	4	1.3
23	212	安城市				1	0	0.0	2	0	0.0							81	2	2.5
23	213	西尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							400	6	1.5
23	214	蒲郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							48	0	0.0
23	215	犬山市				1	0	0.0	1	0	0.0							317	33	10.4
23	216	常滑市				1	0	0.0	1	0	0.0							28	0	0.0
23	217	江南市	2010年2月20日	江南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							137	15	10.9
23	219	小牧市				1	0	0.0	2	0	0.0							129	8	6.2
23	220	稲沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	22	7.1
23	221	新城市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	1	0.7
23	222	東海市				1	0	0.0	2	0	0.0							107	13	12.1
23	223	大府市				1	0	0.0	2	1	50.0							313	55	17.6
23	224	知多市				1	0	0.0	2	0	0.0							61	3	4.9
23	225	知立市				1	0	0.0	1	0	0.0							31	0	0.0
23	226	尾張旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							247	39	15.8
23	227	高浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	0	0.0
23	228	岩倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	1	3.3
23	229	豊明市				1	0	0.0	1	0	0.0							182	25	13.7
23	230	日進市				1	0	0.0	1	0	0.0							19	1	5.3
23	231	田原市				1	0	0.0	1	0	0.0							127	0	0.0
23	232	愛西市				1	0	0.0	1	1	100.0							67	2	3.0
23	233	清須市				1	0	0.0	1	0	0.0							38	4	10.5
23	234	北名古屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
23	235	弥富市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	2	2.6
23	236	みよし市	2022年11月21日	みよし市ｲｸﾎﾞｽ宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							25	1	4.0
23	237	あま市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	0	0.0
23	238	長久手市				1	1	100.0	1	0	0.0							109	15	13.8
23	302	東郷町										1	0	0.0	0	0		18	1	5.6
23	342	豊山町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	7	25.9
23	361	大口町										1	0	0.0	0	0		11	1	9.1
23	362	扶桑町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	3	7.0
23	424	大治町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	4	8.2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率（%）	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率（%）	町村長数	うち女性町村長数	女性比率（%）	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率（%）	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率（%）
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
23	425	蟹江町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5
23	427	飛島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	441	阿久比町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
23	442	東浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	2	13.3
23	445	南知多町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
23	442	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	447	武豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	501	幸田町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
23	561	設楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
23	562	東栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	563	豊根村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表４－４

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No1

愛知県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 問８－１ 目標値（%）	問８－１ 目標達成期限	問８－１ 目標値	問８－２ 審議会等数	問８－２ うち女性委員を含む数	問８－２ 総委員数	問８－２ うち女性等委員数	問８－２ 女性比率（%）	問８－２ 目標設定の対象である審議会等の範囲	問９ 地方自治法（第202条の３）に基づく審議会等における登用状況 審議会等数	問９ うち女性委員を含む数	問９ 総委員数	問９ うち女性等委員数	問９ 女性比率（%）	問１０ 地方自治法(第180条の５)に基づく委員会等における登用状況 委員会等数	問１０ うち女性委員を含む数	問１０ 総委員数	問１０ うち女性等委員数	問１０ 女性比率（%）	問９－１（再掲）市町村防災会議(委員のみ） 総委員数	問９－１ うち女性等委員数	問９－１ 女性比率（%）	問９－１（再掲）市町村防災会議(会長を含む） 総委員数	問９－１ うち女性等委員数	問９－１ 女性比率（%）	調査時点コード 問８ 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	調査時点コード その他	調査時点コード 問９ 地方自治法（第202条の３）に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード その他	調査時点コード 問１０ 地方自治法(第180条の５)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード その他
						1,984	1,751	27,278	8,049	29.5		1,681	1,515	24,420	7,217	29.6	307	209	1,791	407	22.7	1,464	192	13.1	1,517	193	12.7						
		小計										1,651	1,502	23,593	7,029	29.8	307	209	1,791	407	22.7												
23	100	名古屋市		2026年3月	40～60%	93	91	1,976	708	35.8	法令又は条例により設置する付属機関及び条例に基づき執行機関以外に置かれる機関	76	75	2,068	724	35.0	6	4	120	28	23.3	64	12	18.8	65	12	18.5	1		1		1	
23	201	豊橋市	35.0	2027年3月		50	44	595	143	24.0	法令･条例設置の審議会	50	44	595	143	24.0	6	4	45	13	28.9	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1	
23	202	岡崎市		2026年3月	0.375	68	62	959	262	27.3	市が規定した適用除外を除いた法令又は条例により設置されている審議会等	68	62	959	262	27.3	6	4	59	6	10.2	33	5	15.2	34	5	14.7	1		1		2	2024年3月31日
23	203	一宮市	40.0	2027年3月		43	31	1,208	393	32.5	法令又は条例により設置されている審議会等	33	31	1,208	393	32.5	6	4	42	11	26.2	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1		1	
23	204	瀬戸市	35.0	2027年3月		56	54	665	187	28.1	市の審議会等	43	42	457	124	27.1	6	6	34	13	38.2	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	
23	205	半田市	40.0	2032年3月		88	74	995	258	25.9		25	25	336	86	25.6	6	6	29	12	41.4	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
23	206	春日井市	40.0	2027年3月		63	59	744	233	31.3	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関. 要綱等の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関 ・要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が設置するもの(ただし、市職員のみを構成員として組織されているもの、関係機関との連絡調整を主な目的とするもの、実行委員会等、ｲﾍﾞﾝﾄ等を実施するために組織するもの又は市職員の研修、研究等を主な目的とするものを除く)。	57	55	691	221	32.0	6	4	34	6	17.6	48	5	10.4	49	5	10.2	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日
23	207	豊川市	40.0	2025年3月		31	30	663	211	31.8	法令･条例に基づき設置されている附属機関	31	30	663	211	31.8	6	4	37	10	27.0	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1		1	
23	208	津島市	40.0	2031年3月		49	45	700	243	34.7	対象は法令及び条例･規則を根拠に設置されている機関とし、要綱等により設置された委員会等についても、これに準ずるものとする。	27	27	473	168	35.5	6	5	37	10	27.0	23	2	8.7	24	2	8.3	2	2024年6月1日	1		1	
23	209	碧南市	30.0	2034年3月		38	36	582	135	23.2	法令･条例に基づき設置されている附属機関(委員会、審議会、協議会、調査会等)	38	36	582	135	23.2	6	5	27	7	25.9	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1		1	
23	210	刈谷市	45.0	2032年3月		29	28	446	128	28.7	地方自治法第202条の3に基づく附属機関	29	28	446	128	28.7	6	5	30	9	30.0	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1		1	
23	211	豊田市	30.0	2024年4月		72	51	872	213	24.4	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するもの、条例、規則等により設置されている懇談会、要綱等により設置されている懇談会Ⅲ	54	39	667	178	26.7	6	5	41	9	22.0	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1		1	
23	212	安城市	35.0	2029年3月		47	43	628	201	32.0	法令、条例により設置されている審議会等	47	43	628	201	32.0	6	5	30	9	30.0	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1		1	
23	213	西尾市	40.0	2033年4月		60	51	899	235	26.1	市の審議会等(法令、条例設置)委員に占める女性委員の割合	33	28	492	121	24.6	6	4	34	5	14.7	36	2	5.6	37	2	5.4	1		1		1	
23	214	蒲郡市	30.0	2026年3月		93	75	1,340	311	23.2	政策決定に影響を及ぼすあらゆる審議会	19	18	460	106	23.0	6	5	36	10	27.8	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1		1	
23	215	犬山市				0	0	0	0			49	44	607	176	29.0	6	5	31	11	35.5	34	3	8.8	35	3	8.6	1		1		1	
23	216	常滑市	30.0	2025年3月		44	36	513	129	25.1	法･条例･規則･要綱等に基づく審議会	24	24	373	97	26.0	6	5	45	7	15.6	47	5	10.6	48	5	10.4	1		1		1	
23	217	江南市	40.0	2032年3月		35	29	490	134	27.3	法律、条例、規則または規程により設置されたもの	31	26	438	100	22.8	6	2	26	3	11.5	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1	
23	219	小牧市	27.0		2025年3月まで	57	50	732	179	24.5	地方自治法第180条の5,第202条の3に基づく審議会等	51	48	699	173	24.7	6	2	33	6	18.2	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1	
23	220	稲沢市	35.0	2028年3月		27	27	432	131	30.3	地方自治法に基づく附属機関	27	27	432	131	30.3	6	2	40	6	15.0	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1		1	
23	221	新城市	40.0	2032年3月		69	59	1,252	292	23.3	すべて	11	9	184	28	15.2	6	4	30	9	30.0	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1	
23	222	東海市	40.0	2026年3月		61	54	801	282	35.2	条例･要綱･規則等で設置している審議会等	27	25	298	82	27.5	6	4	36	5	13.9	28	5	17.9	29	5	17.2	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1	
23	223	大府市		2031年3月	2031年3月まで登用率が40～60%となる	33	33	337	169	50.1	法令条例設置	33	33	337	169	50.1	6	5	36	16	44.4	21	10	47.6	22	10	45.5	1		1		1	
23	224	知多市	40.0	2030年4月		32	31	407	113	27.8		24	23	300	92	30.7	6	6	39	8	20.5	25	5	20.0	26	5	19.2	1		1		1	
23	225	知立市		2029年3月	40～60%	47	39	506	148	29.2	地方自治法第180条の5に基づく審議会及び202条に基づく法令･条例に定められた審議会	41	34	476	141	29.6	6	5	30	7	23.3	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1	
23	226	尾張旭市	40.0	2025年3月		42	39	434	178	41.0	法令･条例で設置されている地方自治法に基づく附属機関	26	26	307	138	45.0	6	3	27	7	25.9	25	6	24.0	26	6	23.1	1		1		1	
23	227	高浜市				0	0	0	0			14	14	191	59	30.9	6	5	28	10	35.7	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
23	228	岩倉市	35.0	2031年3月		41	38	561	208	37.1	法令･条例により設置されている会議等	41	38	561	208	37.1	6	4	31	6	19.4	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1	
23	229	豊明市				0	0	0	0			54	50	609	195	32.0	6	5	32	7	21.9							1		1		1	
23	230	日進市	40.0	2031年4月		49	49	545	211	38.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	49	49	545	211	38.7	6	4	28	8	28.6	27	6	22.2	28	6	21.4	1		1		1	
23	231	田原市	30.0	2027年3月		28	23	258	60	23.3	地方自治法第180条に基づき設置されている執行機関、法令･条例に基づき設置されている附属機関	19	18	219	53	24.2	6	5	39	7	17.9	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
23	232	愛西市	40.0	2027年3月		0	0	0	0		地方自治法180条の5に基づく委員会や要綱に基づき設置された審議会等	16	15	206	59	28.6	6	4	37	8	21.6	17	4	23.5	18	4	22.2	1		1		1	
23	233	清須市			2026年度までに40%	30	28	402	161	40.0	法令･法令の規定により制定された条例により、設置されている委員会等すべて	30	28	402	161	40.0	6	5	31	8	25.8	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1	
23	234	北名古屋市	37.0	2028年3月		32	31	510	159	31.2	法令 ・ 条例で設置されている審議会等	32	31	510	159	31.2	6	4	31	7	22.6	28	10	35.7	29	10	34.5	1		1		1	
23	235	弥富市			令和12(2030)年度に40%以上60%以下	29	28	354	132	37.3	法令または条例に基づき設置されている機関(地方自治法第138条の4第3項に基づく付属機関)及び、要綱･規則等に基づき設置されている審議会等	20	19	213	66	31.0	6	4	34	7	20.6	17	4	23.5	18	4	22.2	1		1		1	
23	236	みよし市	35.0	2034年3月		42	37	502	151	30.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	43	38	525	155	29.5	6	3	37	6	16.2	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
23	237	あま市	30.0	2032年3月		23	22	262	73	27.9	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等	23	22	262	73	27.9	6	4	32	7	21.9	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1		1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8－2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9－1						調査時点コード					
			問8－1			問8－2																(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)									
			目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性等委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他
23	238	長久手市			令和9年度目標値50%以上	20	18	212	87	41.0	市執行機関及び市付属機関等	16	12	164	59	36.0	6	3	25	5	20.0	23	7	30.4	24	8	33.3	1		1		1	
23	302	東郷町	40.0	2028年3月		20	18	225	63	**28.0**	地方自治法第202条の3に基づく法令及び条例による付属機関	19	18	222	63	28.4	5	3	23	5	21.7	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1	
23	342	豊山町	50.0	2032年3月		29	26	293	100	34.1	町が設置する全ての審議会等	29	26	293	100	34.1	5	2	20	3	15.0	21	5	23.8	22	5	22.7	1		1		1	
23	361	大口町	30.0	2026年3月		30	26	328	94	28.7		19	17	213	56	26.3	5	2	24	4	16.7	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	
23	362	扶桑町	30.0	2028年3月		37	34	564	171	30.3	地方自治法(第202条の3)に基づく法令及び条例による付属機関	37	34	564	171	30.3	5	2	27	5	18.5	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
23	424	大治町				0	0	0	0			15	14	157	46	29.3	4	3	23	6	26.1	22	6	27.3	23	6	26.1	1		1		1	
23	425	蟹江町	25.0	2027年3月		21	17	272	46	16.9	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等	10	8	94	15	16.0	5	4	25	5	20.0	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1	
23	427	飛島村	30.0	2028年3月		32	27	368	79	21.5	法令、政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会、会議等	15	11	158	35	22.2	5	4	32	5	15.6	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1		1	
23	441	阿久比町	40.0	2027年3月		35	30	410	111	27.1	審議会・委員会・協議会	30	27	386	106	27.5	5	3	24	5	20.8	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
23	442	東浦町	40.0	2032年3月		41	36	476	125	26.3	法律又は法令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	27	23	307	92	30.0	5	4	26	6	23.1	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
23	445	南知多町	30.0	2032年3月		22	15	444	76	17.1	法令・条例に基づく附属機関	22	15	444	76	17.1	5	2	21	4	19.0	18	2	11.1	19	2	10.5	2	2024年9月1日	2	2024年9月1日	2	2024年9月1日
23	442	美浜町	40.0	2025年		25	21	242	100	41.3	条例、規則等により設置されている協議会等	24	20	237	77	32.5	5	2	39	5	12.8	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1	
23	447	武豊町	40.0	2026年3月		26	24	345	108	31.3	法律または政令により設置されている審議会等	26	24	345	108	31.3	5	2	25	5	20.0	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
23	501	幸田町	30.0		西暦2029年3月までに30%	33	27	380	94	24.7	地方自治法(第202条の3)の法令に基づく機関及び条例に基づく機関	18	14	251	53	21.1	5	2	27	4	14.8	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1	
23	561	設楽町			2028年度までに25%	12	5	149	24	16.1	審議会等(町が独自に設置したものを含む)の構成員等	12	5	149	24	16.1	5	3	21	4	19.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1	
23	562	東栄町				0	0	0	0			10	6	109	15	13.8	5	5	21	8	38.1	16	1	6.3	17	1	5.9	1		1		1	
23	563	豊根村				0	0	0	0			7	4	81	6	7.4	5	3	20	4	20.0	24	1	4.2	25	1	4.0	1		1		1	

調査表4－4

市区町村別集計項目（審議会委員への女性の登用）No2（広域圏で設置している審議会等）

愛知県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況					（再掲）市町村防災会議（委員のみ）			（再掲）市町村防災会議（会長を含む）		
			目標値（%）	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）		審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）	総委員数	うち女性委員数	女性比率（%）
											30	13	827	188	22.7	0	0	0	0							
		名古屋市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊橋市									2	2	322	103	32.0	0	0	0	0	0.0						
		岡崎市									1	1	16	4	25.0	0	0	0	0	0.0						
		一宮市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		瀬戸市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		半田市									7	4	88	8	9.1	0	0	0	0	0.0						
		春日井市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊川市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		津島市									1	1	23	1	4.3	0	0	0	0	0.0						
		碧南市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		刈谷市									2	0	29	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊田市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		安城市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西尾市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		蒲郡市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		犬山市									1	0	22	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		常滑市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江南市									1	0	22	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小牧市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		稲沢市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新城市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東海市									1	1	189	41	21.7	0	0	0	0	0.0						
		大府市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		知多市									1	1	50	11	22.0	0	0	0	0	0.0						
		知立市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		尾張旭市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高浜市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岩倉市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊明市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日進市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		田原市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		愛西市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		清須市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北名古屋市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		弥富市									3	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		みよし市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		あま市									2	2	35	17	48.6	0	0	0	0	0.0						
		長久手市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東郷町									1	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊山町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大口町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		扶桑町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大治町									2	0	23	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)						審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
		蟹江町													2	1	5	3	60.0	0	0	0	0	0.0						
		飛島村													3	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		阿久比町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東浦町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南知多町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		美浜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		武豊町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		幸田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		設楽町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東栄町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊根村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4－4

市区町村別集計項目（女性公務員の登用）

愛知県

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他

問11－1　管理職の在職状況

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率	うち一般行政職 管理職総数	うち女性管理職数	女性比率（%）	部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 部局長相当職	うち女性数	女性比率（%）	次長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 次長相当職	うち女性数	女性比率（%）
			5,848	1,125	19.2	3,959	523	13.2	993	90	9.1	720	46	6.4	598	98	16.4	326	39	12.0
23	100	名古屋市	1,222	178	14.6	1,031	101	9.8	251	27	10.8	219	16	7.3	0	0	0.0	0	0	0.0
23	201	豊橋市	309	55	17.8	143	18	12.6	68	6	8.8	16	2	12.5	63	18	28.6	7	0	0.0
23	202	岡崎市	168	29	17.3	130	22	16.9	24	2	8.3	21	2	9.5	43	9	20.9	30	7	23.3
23	203	一宮市	480	129	26.9	217	32	14.7	27	1	3.7	15	1	6.7	37	4	10.8	20	1	5.0
23	204	瀬戸市	104	16	15.4	73	8	11.0	25	2	8.0	21	1	4.8	0	0	0.0	0	0	0.0
23	205	半田市	108	25	23.1	50	5	10.0	41	4	9.8	10	1	10.0	3	2	66.7	1	0	0.0
23	206	春日井市	224	43	19.2	82	6	7.3	28	1	3.6	16	0	0.0	54	9	16.7	3	0	0.0
23	207	豊川市	191	24	12.6	97	9	9.3	25	3	12.0	14	1	7.1	38	2	5.3	22	0	0.0
23	208	津島市	106	35	33.0	37	3	8.1	41	9	22.0	9	0	0.0	4	2	50.0	2	0	0.0
23	209	碧南市	100	17	17.0	45	5	11.1	17	1	5.9	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	210	刈谷市	67	4	6.0	63	3	4.8	16	0	0.0	16	0	0.0	20	3	15.0	20	3	15.0
23	211	豊田市	232	23	9.9	169	16	9.5	22	3	13.6	17	1	5.9	45	5	11.1	34	5	14.7
23	212	安城市	87	6	6.9	80	6	7.5	13	0	0.0	13	0	0.0	14	1	7.1	14	1	7.1
23	213	西尾市	132	20	15.2	70	8	11.4	24	0	0.0	15	0	0.0	18	3	16.7	5	0	0.0
23	214	蒲郡市	154	30	19.5	99	18	18.2	18	1	5.6	14	1	7.1	23	1	4.3	18	0	0.0
23	215	犬山市	51	10	19.6	38	8	21.1	9	1	11.1	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0
23	216	常滑市	91	24	26.4	40	7	17.5	18	3	16.7	8	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0
23	217	江南市	46	5	10.9	39	5	12.8	12	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	219	小牧市	202	34	16.8	105	13	12.4	26	4	15.4	15	1	6.7	62	10	16.1	13	2	15.4
23	220	稲沢市	117	20	17.1	53	7	13.2	19	2	10.5	9	1	11.1	21	5	23.8	12	1	8.3
23	221	新城市	135	46	34.1	64	8	12.5	13	0	0.0	11	0	0.0	27	6	22.2	16	3	18.8
23	222	東海市	82	18	22.0	66	12	18.2	11	3	27.3	10	3	30.0	8	0	0.0	7	0	0.0
23	223	大府市	67	12	17.9	50	7	14.0	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0
23	224	知多市	56	21	37.5	40	13	32.5	10	2	20.0	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0
23	225	知立市	41	4	9.8	34	2	5.9	11	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	226	尾張旭市	81	17	21.0	58	9	15.5	12	1	8.3	11	1	9.1	8	2	25.0	6	2	33.3
23	227	高浜市	36	5	13.9	30	4	13.3	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	228	岩倉市	31	6	19.4	23	4	17.4	8	1	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0
23	229	豊明市	39	10	25.6	37	10	27.0	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	230	日進市	84	28	33.3	72	17	23.6	12	1	8.3	12	1	8.3	13	2	15.4	13	2	15.4
23	231	田原市	78	15	19.2	63	14	22.2	16	1	6.3	13	1	7.7	2	1	50.0	1	1	100.0
23	232	愛西市	55	6	10.9	36	3	8.3	12	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	233	清須市	46	4	8.7	43	1	2.3	10	0	0.0	10	0	0.0	11	1	9.1	10	0	0.0
23	234	北名古屋市	73	28	38.4	48	8	16.7	7	1	14.3	5	0	0.0	11	3	27.3	10	2	20.0
23	235	弥富市	35	5	14.3	35	5	14.3	6	0	0.0	6	0	0.0	5	1	20.0	5	1	20.0
23	236	みよし市	82	22	26.8	53	7	13.2	13	3	23.1	10	2	20.0	22	2	9.1	16	2	12.5
23	237	あま市	93	19	20.4	93	19	20.4	12	0	0.0	12	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0
23	238	長久手市	62	18	29.0	54	11	20.4	9	0	0.0	9	0	0.0	13	3	23.1	13	3	23.1
23	302	東郷町	46	15	32.6	36	7	19.4	9	2	22.2	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0
23	342	豊山町	30	7	23.3	26	4	15.4	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	361	大口町	31	9	29.0	27	5	18.5	7	1	12.5	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0
23	362	扶桑町	56	18	32.1	45	8	17.8	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	424	大治町	28	1	3.6	26	1	3.8	4	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0	2	0	0.0
23	425	蟹江町	36	7	19.4	24	5	20.8	5	1	20.0	5	1	20.0	5	1	20.0	3	1	33.3
23	427	飛島村	17	5	29.4	16	4	25.0	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
23	441	阿久比町	20	3	15.0	17	3	17.6	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	442	東浦町	39	7	17.9	33	4	12.1	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	445	南知多町	19	1	5.3	18	1	5.6	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	442	美浜町	36	13	36.1	29	6	20.7	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	447	武豊町	30	10	33.3	28	8	28.6	6	2	33.3	6	2	33.3	5	0	0.0	5	0	0.0
23	501	幸田町	60	14	23.3	45	11	24.4	12	0	0.0	10	0	0.0	13	2	15.4	12	2	16.7
23	561	設楽町	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	562	東栄町	14	3	21.4	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
23	563	豊根村	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

問11－2　職務上の地位別職員在職状況

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	課長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長相当職	うち女性数	女性比率（%）	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 課長補佐相当職	うち女性数	女性比率（%）	係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	うち一般行政職 係長相当職	うち女性数	女性比率（%）	問11－2 調査時点コード	その他
			4,257	937	22.0	2,913	438	15.0	7,009	2,172	31.0	4,471	903	20.2	7,607	3,023	39.7	3,843	1,121	29.2		
23	100	名古屋市	971	151	15.6	812	85	10.5	2,446	488	20.0	2,053	265	12.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1	
23	201	豊橋市	178	31	17.4	120	16	13.3	281	88	31.3	149	35	23.5	574	219	38.2	263	63	24.0	1	
23	202	岡崎市	101	18	17.8	79	13	16.5	233	114	48.9	117	31	26.5	656	217	33.1	303	79	26.1	1	
23	203	一宮市	416	124	29.8	182	30	16.5	535	191	35.7	234	77	32.9	592	250	42.2	211	72	34.1	1	
23	204	瀬戸市	79	14	17.7	52	7	13.5	117	37	31.6	77	19	24.7	142	44	31.0	81	21	25.9	1	
23	205	半田市	64	19	29.7	39	4	10.3	108	48	44.4	42	15	35.7	173	93	53.8	63	21	33.3	1	
23	206	春日井市	142	33	23.2	63	6	9.5	286	98	34.3	106	20	18.9	498	190	38.2	201	52	25.9	1	
23	207	豊川市	128	19	14.8	61	8	13.1	168	58	34.5	81	13	16.0	359	120	33.4	125	41	32.8	1	
23	208	津島市	61	24	39.3	26	3	11.5	139	62	44.6	41	15	36.6	121	56	46.3	36	9	25.0	1	
23	209	碧南市	83	16	19.3	33	5	15.2	84	35	41.7	46	12	26.1	101	41	40.6	61	16	26.2	1	
23	210	刈谷市	31	1	3.2	27	0	0.0	77	18	23.4	60	10	16.7	171	59	34.5	120	18	15.0	1	
23	211	豊田市	165	15	9.1	118	10	8.5	350	103	29.4	170	36	21.2	713	223	31.3	352	76	21.6	1	
23	212	安城市	60	5	8.3	53	5	9.4	69	19	27.5	55	9	16.4	197	61	31.0	152	32	21.1	1	
23	213	西尾市	90	17	18.9	50	8	16.0	131	49	37.4	58	18	31.0	411	177	43.1	208	68	32.7	1	
23	214	蒲郡市	113	28	24.8	67	17	25.4	115	51	44.3	61	18	29.5	142	57	40.1	69	19	27.5	1	
23	215	犬山市	42	9	21.4	31	7	22.6	76	21	27.6	44	6	13.6	84	30	35.7	43	13	30.2	1	
23	216	常滑市	71	21	29.6	31	7	22.6	94	35	37.2	47	19	40.4	125	50	40.0	61	19	31.1	1	
23	217	江南市	34	5	14.7	28	5	17.9	97	26	26.8	43	6	14.0	79	29	36.7	35	11	31.4	1	
23	219	小牧市	114	20	17.5	77	10	13.0	88	43	48.9	15	3	20.0	262	99	37.8	136	34	25.0	1	
23	220	稲沢市	77	13	16.9	32	5	15.6	192	63	32.8	102	23	22.5	197	94	47.7	90	33	36.7	1	
23	221	新城市	95	40	42.1	37	5	13.5	80	26	32.5	49	14	28.6	125	39	31.2	54	10	18.5	1	
23	222	東海市	63	15	23.8	49	9	18.4	53	24	45.3	25	6	24.0	118	50	42.4	72	18	25.0	1	
23	223	大府市	54	11	20.4	38	6	15.8	71	22	31.0	38	8	21.1	114	45	39.5	54	16	29.6	1	
23	224	知多市	46	19	41.3	31	11	35.5	72	27	37.5	23	8	34.8	113	47	41.6	51	11	21.6	1	
23	225	知立市	30	4	13.3	27	2	7.4	53	26	49.1	36	12	33.3	52	25	48.1	33	12	36.4	1	
23	226	尾張旭市	61	14	23.0	41	6	14.6	65	29	44.6	35	14	40.0	103	39	37.9	55	20	36.4	1	
23	227	高浜市	29	5	17.2	23	4	17.4	13	6	46.2	8	2	25.0	50	26	52.0	30	12	40.0	1	
23	228	岩倉市	23	5	21.7	16	3	18.8	31	11	35.5	13	2	15.4	38	17	44.7	22	6	27.3	1	
23	229	豊明市	31	10	32.3	29	10	34.5	41	18	43.9	38	15	39.5	54	26	48.1	50	22	44.0	1	
23	230	日進市	59	25	42.4	47	14	29.8	61	26	42.6	50	15	30.0	138	67	48.6	108	40	37.0	1	
23	231	田原市	60	13	21.7	49	12	24.5	77	32	41.6	54	25	46.3	125	47	37.6	61	20	32.8	1	
23	232	愛西市	43	6	14.0	28	3	10.7	82	26	31.7	55	15	27.3	69	33	47.8	40	17	42.5	1	
23	233	清須市	25	3	12.0	23	1	4.3	62	36	58.1	36	14	38.9	61	24	39.3	56	20	35.7	1	
23	234	北名古屋市	55	24	43.6	33	6	18.2	58	22	37.9	37	6	16.2	104	56	53.8	45	11	24.4	1	
23	235	弥富市	24	4	16.7	24	4	16.7	26	12	46.2	26	12	46.2	0	0	0.0	0	0	0.0	1	
23	236	みよし市	47	17	36.2	27	3	11.1	59	16	27.1	43	8	18.6	59	31	52.5	30	11	36.7	1	
23	237	あま市	79	19	24.1	79	19	24.1	78	25	32.1	64	15	23.4	99	55	55.6	62	28	45.2		
23	238	長久手市	40	15	37.5	32	8	25.0	39	19	48.7	28	8	28.6	89	42	47.2	70	24	34.3	1	
23	302	東郷町	37	13	35.1	28	6	21.4	9	4	44.4	8	3	37.5	27	16	59.3	17	7	41.2	1	
23	342	豊山町	22	7	31.8	18	4	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	21	5	23.8	19	3	15.8	1	
23	361	大口町	24	8	33.3	20	4	20.0	27	9	33.3	23	5	21.7	33	15	45.5	26	8	30.8	1	
23	362	扶桑町	50	18	36.0	39	8	20.5	32	10	31.3	23	4	17.4	39	21	53.8	23	9	39.1	1	
23	424	大治町	21	1	4.8	20	1	5.0	16	4	25.0	14	4	28.6	25	15	60.0	22	14	63.6	1	
23	425	蟹江町	26	5	19.2	16	3	18.8	28	16	57.1	11	3	27.3	47	19	40.4	24	9	37.5	1	
23	427	飛島村	11	5	45.5	10	4	40.0	12	8	66.7	6	3	50.0	12	3	25.0	10	2	20.0	1	
23	441	阿久比町	16	3	18.8	13	3	23.1	19	11	57.9	12	5	41.7	37	11	29.7	24	8	33.3	1	
23	442	東浦町	32	7	21.9	27	4	14.8	23	14	60.9	12	5	41.7	54	21	38.9	34	9	26.5	1	
23	445	南知多町	15	1	6.7	14	1	7.1	21	10	47.6	16	5	31.3	34	11	32.4	29	6	20.7	1	
23	442	美浜町	32	13	40.6	25	6	24.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	20	55.6	28	12	42.9	1	
23	447	武豊町	19	8	42.1	17	6	35.3	43	20	46.5	34	11	32.4	53	38	71.7	31	16	51.6	1	
23	501	幸田町	35	12	34.3	23	9	39.1	37	10	27.0	20	1	5.0	36	21	58.3	17	8	47.1	1	
23	561	設楽町	12	1	8.3	12	1	8.3	19	2	10.5	19	2	10.5	15	15	100.0	15	8	53.3	1	
23	562	東栄町	14	3	21.4	10	1	10.0	3	2	66.7	1	1	100.0	22	9	40.9	18	5	27.8	1	
23	563	豊根村	7	0	0.0	7	0	0.0	13	2	15.4	13	2	15.4	8	5	62.5	3	2	66.7	1	

問11－5　本庁の防災・危機管理部局への配置状況

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率（%）	うち管理職数	うち女性数	女性比率（%）	問11－5 調査時点コード	その他
			559	73	13.1	108	2	1.9		
23	100	名古屋市	64	13	20.3	12	1	8.3	1	
23	201	豊橋市	18	3	16.7	5	0	0.0	1	
23	202	岡崎市	14	3	21.4	2	0	0.0	1	
23	203	一宮市	9	1	11.1	3	0	0.0	1	
23	204	瀬戸市	7	1	14.3	2	0	0.0	1	
23	205	半田市	8	2	25.0	1	0	0.0	1	
23	206	春日井市	11	1	9.1	2	0	0.0	1	
23	207	豊川市	9	1	11.1	4	0	0.0	1	
23	208	津島市	6	0	0.0	1	0	0.0	1	
23	209	碧南市	12	1	8.3	1	0	0.0	1	
23	210	刈谷市	12	2	16.7	3	0	0.0	1	
23	211	豊田市	16	2	12.5	2	0	0.0	1	
23	212	安城市	12	1	8.3	2	0	0.0	1	
23	213	西尾市	14	2	14.3	2	0	0.0	1	
23	214	蒲郡市	6	1	16.7	4	1	25.0	1	
23	215	犬山市	6	1	16.7	3	0	0.0	1	
23	216	常滑市	7	1	14.3	2	0	0.0	1	
23	217	江南市	10	2	20.0	4	0	0.0	1	
23	219	小牧市	6	1	16.7	2	0	0.0	1	
23	220	稲沢市	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
23	221	新城市	6	0	0.0	4	0	0.0	1	
23	222	東海市	8	2	25.0	1	0	0.0	1	
23	223	大府市	8	1	12.5	2	0	0.0	1	
23	224	知多市	111	7	6.3	8	0	0.0	1	
23	225	知立市	7	0	0.0	2	0	0.0	1	
23	226	尾張旭市	6	1	16.7	2	0	0.0	1	
23	227	高浜市	7	1	14.3	1	0	0.0	1	
23	228	岩倉市	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
23	229	豊明市	8	1	12.5	1	0	0.0	1	
23	230	日進市	6	2	33.3	0	0	0.0	1	
23	231	田原市	8	1	12.5	2	0	0.0	1	
23	232	愛西市	9	3	33.3	1	0	0.0	1	
23	233	清須市	6	1	16.7	2	0	0.0	1	
23	234	北名古屋市	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
23	235	弥富市	4	0	0.0	1	0	0.0	1	
23	236	みよし市	0	0	0.0	0	0	0.0		
23	237	あま市	9	1	11.1	2	0	0.0	1	
23	238	長久手市	6	1	16.7	1	0	0.0		
23	302	東郷町	5	1	20.0	1	0	0.0	1	
23	342	豊山町	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
23	361	大口町	8	1	12.5	0	0	0.0	1	
23	362	扶桑町	4	1	25.0	2	0	0.0	1	
23	424	大治町	7	1	14.3	0	0	0.0	1	
23	425	蟹江町	5	1	20.0	1	0	0.0	1	
23	427	飛島村	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
23	441	阿久比町	5	0	0.0	1	0	0.0	1	
23	442	東浦町	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
23	445	南知多町	4	0	0.0	1	0	0.0	1	
23	442	美浜町	5	1	20.0	0	0	0.0	1	
23	447	武豊町	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
23	501	幸田町	9	2	22.2	2	0	0.0		
23	561	設楽町	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
23	562	東栄町	2	0	0.0	1	0	0.0	1	
23	563	豊根村	8	1	12.5	1	0	0.0	1	

調査表4－5

市区町村別集計項目（地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

愛知県

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			37		1の合計	53	0	51		4			49	51	48	51	49	37
			10		2の合計	1	44	2		49			1	0	1	0	1	2
			2		3の合計	0	8			0			0	0	0	0	0	0
			5		4の合計	0	1						4	3	5	3	2	0
23	100	名古屋市	1	名古屋市職員旧姓使用取扱規程 第2条 本市における旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの (2) 専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) その他所属長が認める軽易なもの 2 公権力の行使にかかわる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	名古屋市議会	1	2	1	名古屋市会会議規則 第6条 議員が疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その事由を議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			2	1	2	1	1	2
23	201	豊橋市	1	豊橋市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2) 専ら組織内部および職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3)職員の権利義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、法令等に基づかない簡易な文書等で所属長が適当と認めるもの	豊橋市議会	1	2	1	豊橋議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	202	岡崎市	1	岡崎市職員通称使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は,岡崎市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という.)が婚姻,養子縁組その他の事由により戸籍上の氏名以外の氏名を一定の文書等に使用することを希望する場合の取扱いに関し必要な事項を定める. (定義) 第2条 この要綱において,通称とは,次の各号のいずれかに該当し,その使用に当たって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏名をいう. (1) 旧姓(婚姻,養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める前の氏をいう.) (2) 性別違和を有する職員が使用を希望する戸籍とは異なる氏名 (3) 自他共に認め一般に通用している氏名 (4) 特別な事情等により,市長が特に必要と認める氏名 (通称の使用) 第3条 通称を使用することができる文書等は,通称を使用しても法令等に抵触するおそれがなく,かつ,職務遂行上支障がないと認められるものとし,おおむね次のとおりとする. (1) 単に氏名を表示するだけの文書等及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれのない文書等 ア 名札 イ 職員名簿 ウ 名刺 エ 職員配席表 オ 事務分担表 (2) 内部的なもので他に影響を及ぼさない文書等 ア 起案文書 イ 決裁文書等の署名,押印 ウ 復命書 エ 研修関係文書 オ 事務引継書 カ 人事考課等に係る文書 キ 自己申告票 ク 自己紹介票 (3) 本人の権利義務に係る文書等のうち,通称の使用が法的に問題とならないもの ア 岡崎市職員の勤務時間,休日及び休暇に関する条例施行規則及び岡崎市会計年度任用職員の勤務時間,休日及び休暇に関する規則における各様式(ただし,病気休暇願については診断書等に記載の氏名を併記のこと.) イ 人事異動通知書 ウ 職務専念義務免除申請書 エ 営利企業等従事許可申請書 オ 自家用車公務使用申請書 (4) 前3号に掲げるもののほか,職務遂行上通称を使用することに支障がないと認められる軽易な文書等 2 前項各号に掲げる文書等に通称を使用することを認められた場合は,全て通称により表示しなければならない. (通称使用の申請) 第4条 通称使用を希望する職員は,通称を使用する日の1週間前までに様式第1号による通称使用承認申請書を,所属長を経由して任命権者に提出するものとする. 2 任命権者は,前項の規定による申請をした職員に対して,当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる. (通称使用の承認) 第5条 任命権者は,前条の規定による申請に対し,様式第2号による通称使用承認･不承認決定通知書により,所属長を経由して承認の可否を通知するものとする. (通称使用の取り消し) 第6条 任命権者は,前条の規定による承認をした後においても職務遂行上支障があると判断した場合は,当該承認を取り消すことができる. 2 前項の規定による取り消しは,様式第3号による通称使用取消通知書により,所属長を経由して当該職員に通知するものとする. (通称使用の中止) 第7条 第5条の規定による承認を受けた職員(以下「通称使用者」という.)が通称使用を中止する場合は,通称使用を中止する日の1週間前までに様式第4号による通称使用中止届を,所属長を経由して任命権者に提出するものとする. (通称使用者の責務) 第8条 通称使用者は,通称の使用に当たり,常に市民に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない. (所属長の責務) 第9条 所属長は,所属の職員の通称使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない. 2 通称使用者が異動した場合は,旧所属の長は,新所属の長へ通称使用承認･不承認決定通知書の写しを送付して通称使用者である旨伝達するものとする. (その他) 第10条 人事異動等により任命権者が異なることとなった場合は,異動先の任命権者は当該職員に関する通称使用の承認行為を引き継ぐものとする. (雑則) 第11条 この要綱に定めるもののほか,この要綱の施行に関し必要な事項は,当該事務を所管する部長が別に定める.	岡崎市議会	1	2	1	岡崎市議会会議規則 第3条 2 議員は,出産のため出席できないときは,出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては,14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において,その期間を明らかにして,あらかじめ議長に欠席届を提出することができる.	2			1	1	1	1	1	
23	203	一宮市	1	一宮市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は,任命権者の承認を受けて,次に掲げる文書等において,旧姓を使用することができる. (1) 氏名が記載されているのみで,対外的に効果を生じない文書等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で,容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3) 職員の権利･義務に関する文書等で,当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき,旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか,法令等の規定に基づかない軽易な文書等で所属長が適当と認めるもの 2 前項の規定にかかわらず,次に掲げる文書等については,旧姓を使用することはできないものとする. (1) 職員の身分関係に関する文書等で,法令等の規定に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2) 職員の権利･義務に関する文書等で,法令等に根拠があり,又は法令等の規定に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に関する文書等 (4) 前3号に掲げるもののほか,職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等	一宮市議会	1	2	1	一宮市議会会議規則 第2条 議員は,公務,疾病,育児,看護,介護,配偶者の出産補助 その他のやむを得ない事由のため出席できないときは,その理由を付け,当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない. 2 議員は,出産のため出席できないときは,出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては,14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において,その期間を明らかにして,あらかじめ議長に欠席届を提出することができる.	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	204	瀬戸市	1	瀬戸市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定めるものとする。□	瀬戸市議会	1	2	1	瀬戸市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため欠席するときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。□ □	2			1	1	1	1	1	1
23	205	半田市	1	半田市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令上特別な効果を生じるおそれがなく、かつ、容易に職員の同一性を確認することができ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を招くおそれがないもののうち、別表第1に掲げるものとする。	半田市議会	1	2	1	半田市議会会議規則 (欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	206	春日井市	1	春日井市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして、次に掲げるものとする。(1)名札、名刺、席次表等単に氏名が記載された文書等 (2)その他法令に基づかない軽易な文書等で、任命権者が認めるもの	春日井市議会	1	3	1	春日井市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	207	豊川市	1	豊川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	愛知県豊川市議会	1	2	1	豊川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	208	津島市	1	津島市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 (承認申請) (旧姓を使用することができる文書等) 第7条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (所属長及び使用者の責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じることのないように努めなければならない。 (他団体等への派遣職員の取扱い) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 別表第1 旧姓を使用することができる文書等 基準例 1 組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 起案文書、決裁にかかる押印、回覧用紙、事務引継書、会計帳票及び会計帳簿に係る氏名及び押印(ただし、出納員及び資金前渡員に係るものを除く。) 2 職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの出張命令伺書、復命書、自己申告書、研修関係文書、異動等の内示書 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの名札、名刺、ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ、職員配置図及び事務分担表、その他法令に基づかない軽易な文書等で所属長が認めるもの 別表第2 旧姓を使用することができない文書等 基準例 1 公務員の身分関係に係るもの 人事記録、職員証、法令等に基づく身分証明書、辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、専従許可、分限・懲戒関係文書 2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの給与明細書、源泉徴収票、諸手当届、出勤簿、休暇簿、育児休業承認請求書、週休日の振替等命令簿、時間外勤務命令票、営利企業従事許可申請書、庶務管理ｼｽﾃﾑ関係文書、人事給与ｼｽﾃﾑ関係文書、共済組合関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書及び労働保険関係文書 3 公権力の行使に係るもの 1 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書 2 その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書	津島市議会	1	2	1	津島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第85条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	209	碧南市	4		碧南市議会	1	2	1	碧南市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
					問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議会名	1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	210	刈谷市	1	刈谷市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員の旧姓使用(職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓使用ができる文書等は、次の各号のいずれにも該当しない文書等とする。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2)滞納処分その他公権力の行使に係るもの (3)職員の身分を証明するもの (4)職員の税、年金、保険、預貯金等に係るもの (5)他の地方公共団体又は公益的法人等に派遣された場合にあっては、派遣先の団体において旧姓の使用に制約のあるもの (6)前各号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上支障があると市長が認めるもの （旧姓使用の届出） 第3条 旧姓使用をしようとする職員は、旧姓使用届出書(様式第1号)により市長に届け出なければならない。 （旧姓使用職員及び市長の責務） 第4条 前条の規定により届出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓使用に当たっては、市民、他の職員等に誤解又は混乱を生じさせることがないよう常に留意しなければならない。 2 市長は、職員の旧姓使用について、適正な運用管理に努めなければならない。 （旧姓使用の中止等） 第5条 旧姓使用職員は、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。 2 前項の規定により届出をした職員は、特別の事由がない限り、同じ旧姓に係る第3条の規定による届出をすることができない。 （委任） 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	刈谷市議会	1	2	1	刈谷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、忌引、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助、育児、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	211	豊田市	1	豊田市職員旧姓使用取扱要綱□ 第4条　市長は、前条の申請に対して公務遂行上または事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。□	豊田市議会□	1	2	1	豊田市議会会議規則□ (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。□ □	2			1	1	1	1	1	1
23	212	安城市	1	安城市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 婚姻等により氏を改めた職員(婚姻等により氏を改めた後、相当の期間の経過により、その改めた氏の呼称が社会的に認知されていると認められる職員を除く。)は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、別表に掲げる文書等について、旧姓を使用することができる。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2)滞納処分その他公権力の行使に関わるもの (3)税、年金、保険、預貯金等に関わるもの (4)他の地方公共団体、公益的法人等に派遣された場合にあっては、派遣先団体において旧姓の使用に制約のあるもの	安城市議会	1	2	1	安城市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。	2			1	1	1	1	1	1
23	213	西尾市	1	西尾市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の姓が改まった場合で、引き続き婚姻等の前の戸籍上の姓(以下「旧姓」という。)を一定の文書等に使用することを希望する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。	西尾市議会	1	2	1	西尾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
23	214	蒲郡市	2		蒲郡市議会	1	2	1	蒲郡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経	2			1	1	1	1	1	1
23	215	犬山市	2		犬山市議会	1	2	1	犬山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	216	常滑市	3		常滑市議会	1	2	1	常滑市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 （欠席の届出） 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1		
23	217	江南市	1	江南市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	江南市議会	1	3	1	江南市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
23	219	小牧市	1	小牧市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用承認申請書（様式第1）により、所属長を経由して市長に提出しなければならない。 第4条 市長は、前条の申請があったときは、申請した職員に対し、第2条に規定する旧姓使用の範囲をよく示し、旧姓使用を承認するものとする。ただし、市長は、第2条に規定する旧姓使用の範囲であっても当該職員で旧姓を使用することにより職務遂行上又は事務処理上支障が生ずる特別の理由があると認めるときは、旧姓使用を承認しないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	小牧市議会	1	2	1	小牧市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第89条2項 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	220	稲沢市	1	稲沢市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の承認） 第4条 市長は、前条の申請があり、これを審査し適当と認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。	稲沢市議会	1	2	1	稲沢市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	221	新城市	1	新城市職員の旧姓使用に関する取扱要項 （趣旨） 第1条 この要綱は、新城市に勤務する職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 （旧姓を使用することができる文書等） 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法律等に抵触するおそれがなく、かつ、公務の正常な運営を妨げるおそれがないと認められる文書等であって、次に掲げるものとする。 (1)専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの (2)職員の権利又は義務に係る文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの (3)対外的にも使用されるが、職員の氏名が記載されているのみで、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等 (4)その他法令等に基づかない文書等で市長が認めるもの （旧姓使用の届出） 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書（様式第1）を所属長を通じて秘書人事課長へ提出しなければならない。 （旧姓使用の開始） 第4条 旧姓使用の届出をした職員（以下「旧姓使用職員」という。）は、届出をした日の翌日から旧姓の使用ができるものとする。 （旧姓使用職員の責務） 第5条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民に対して又は職場内において、誤解や混乱を生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 （所属長の責務） 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用職員が異動したときは、異動前の所属長は、旧姓使用職員である旨を異動先の所属長に報告しなければならない。 （旧姓使用の中止） 第7条 旧姓使用職員は旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第2）を所属長を通じて秘書人事課長に提出しなければならない。 2 戸籍上の姓を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特別な事由がない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。 （旧姓使用の取消） 第8条 市長は、旧姓使用職員による旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障があると認められるときは、旧姓の使用を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を取り消したときは、旧姓使用取消通知書（様式第3）により、職務の遂行に著しい支障があると認められる理由を付して、所属長を通じて当該旧姓使用職員に通知しなければならない。 3 第1項の規定により、旧姓の使用が取り消された旧姓使用職員は、第2項の事由が消滅した場合には、再度、旧姓の使用の届出をすることができる。 （その他） 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員のうち旧姓を使用しようとするものは、平成31年5月31日までに、旧姓使用届出書を所属長を通じて秘書人事課長に提出するものとする。	新城市議会	1	2	1	新城市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）						
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	222	東海市	3		東海市議会	1	2	1	東海市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に届けることができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	223	大府市	1	大府市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	愛知県大府市議会	1	2	1	大府市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第79条 委員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例申合せ事項 (適用除外) 第5条 第3条第1項の欠席が次の事由によるときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) その他議長が認める場合 第1節 条例の適用除外 (1) 条例第5条第2号に規定する「その他議長が認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 ｈ 産前及び産後の休養(大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大府市規則第3号)に規定する産前及び産後の特別休暇期間の範囲内とする。)	1	1	1	1	1	1
23	224	知多市	1	知多市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓使用することができる文書等は、法令に抵触せず、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして別表に掲げるものとする。　(旧姓使用の承認申請) 第3条 旧姓使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、新たに採用された職員については、採用後1か月以内に旧姓使用承認申請書を提出することにより前項の承認を受けることができる。　(旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請が職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓使用を承認した時は、旧姓使用承認書(第2号様式)により、その旨を所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	知多市議会	1	2	1	知多市議会会議規則□ 第2条 議員は、次に掲げるいずれかの事由により会議を欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出ることができないときは、その事情がなくなった後、速やかに届け出るものとする。 (1) 公務 (2) 負傷又は疾病 (3) 議員の配偶者の出産補助 (4) 育児 (5) 議員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母を看護し、又は介護する必要があるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、相当の事由があると認められるとき。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
23	225	知立市	1	知立市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により氏を改めた場合において、従前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	知立市議会	1	2	1	知立市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	226	尾張旭市	1	尾張旭市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して市長に提出し、承認を受けなければならない。	尾張旭市議会	1	3	1	尾張旭市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、原則として当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	227	高浜市	1	高浜市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員について、当該改める前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	高浜市議会	1	2	1	高浜市議会会議規則 (欠席又は遅刻の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		高浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	1	1	1	1	1	1
23	228	岩倉市	1	岩倉市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用ができる範囲) 第2条 旧姓の使用ができる範囲は、次の各号に定める文書等とする。 (1) 公権力の行使に当たらない文書等 (2) 職員の身分関係を規定するものではない文書等 (3) 職務遂行上又は事務処理上支障が生ずるおそれのない文書等 (4) 前各号に掲げるもののほか、特に支障がないと任命権者が認めるもの	岩倉市議会	1	2	1	岩倉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	229	豊明市	1	豊明市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (旧姓を使用する範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に定めるものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの 2 次の各号に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1) 公務員の身分関係に係るもの (2) 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの	豊明市議会	1	3	1	豊明市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	230	日進市	1	日進市職員旧姓使用取扱要綱 「第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。」等全文	日進市議会	1	3	1	日進市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
23	231	田原市	1	田原市職員旧姓使用取扱要綱	田原市議会	1	2	1	田原市議会会議規則 第2条第2項及び第85条第2項:議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その機関を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	**2**			1	1	1	1	1	1
23	232	愛西市	1	愛西市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組、その他事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	愛西市議会	1	2	1	愛西市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	233	清須市	1	清須市職員旧姓等使用取扱規定(平成21年9月30日訓令第32号) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓等を職場での呼称として使用することができる。	清須市議会	2							4	4	4	4	4	
23	234	北名古屋市	1	北名古屋市職員旧姓使用取扱規程□ (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しく支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。□	北名古屋市議会	1	2	1	北名古屋市議会会議規則□ 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	235	弥富市	1	弥富市職員の旧姓使用に関する要綱 第4条 市長は、前条の申請に対して公務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。	弥富市議会	1	2	1	弥富市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	236	みよし市	1	みよし市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	愛知県みよし市議会	1	2	1	みよし市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、市議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	2
23	237	あま市	1	あま市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触せず、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして別表1に掲げるものとする。ただし、別表2に掲げる基準に該当する文書等については、旧姓を使用することができない。	愛知県あま市議会	1	2	1	あま市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	238	長久手市	1	長久手市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員(再任用、会計年度任用職員を含む一般職の職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏が改まった場合で、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を一定の文書等に使用することを希望する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触せず、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして、別紙に掲げるものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を、所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、新たに採用された職員については、採用後1か月以内に旧姓使用承認申請書を提出することにより前項の承認を受けることができる。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請に対して公務遂行上または事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)によりその旨を所属長を経由して当該承認の申請をした職員に通知するものとする。	長久手市議会	1	3	1	長久手市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4　職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）						
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	302	東郷町	1	職員の旧姓使用について(通知) このことについて、下記のとおり取扱うこととしたので貴所属職員に周知願います。 記 １2に定める文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載等を行うこととする。 2 文書等とは以下に掲げるものをさす。 ⑴ 職場での呼称 ⑵ 起案文書の起案者名 ⑶ 座席表 ⑷ 出勤簿 ⑸ 休暇承認簿 3 旧姓使用の手続きについては、別紙のとおり行うこととする。 4 この取扱いについては、平成15年7月1日から実施する。	東郷町議会	1	3	1	東郷町議会の会議に関する規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間　　割合 180日を超え365日以下であるとき 100分の80 365日を超え730日以下であるとき 100分の70 730日を超えるとき　　100分の50 2 前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、町議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その職に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の大きい方を適用する。	1	1	1	1	1	1
23	342	豊山町	2		豊山町議会	1	2	1	豊山町議会の会議に関する規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後の8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかににして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	361	大口町	2		大口町議会	1	2	1	大口町議会会議規則 第2条第2項議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	362	扶桑町	1	扶桑町職員旧姓使用取扱要綱	扶桑町議会	1	2	1	扶桑町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあたっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	424	大治町	1	大治町職員旧姓使用取扱規定 第三条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。		1	2	1	大治町議会会議規則 第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
23	425	蟹江町	4		蟹江町議会	1	2	1	蟹江町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	1	4	1	1	1
23	427	飛島村	1	飛島村職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しく支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	飛島村議会	1	2	1	飛島村議会会議規則 第2条 省略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	441	阿久比町	2		阿久比町議会	1	2	1	阿久比町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	442	東浦町	2		東浦町議会	1	2	1	東浦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	445	南知多町	2		南知多町議会	1	2	1	南知多町議会の会議に関する規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
						問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7						
						議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1．を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1．を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1．を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1．個別の各事由を明記した規定がある。 2．個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3．個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4．個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 （2及び3の場合を除く。）					
			1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。		1．明記した規定がある。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に事例がない。	1．労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2．労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3．労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4．期間の定めはない。	1．産前産後期間を明記した規定がある。 2．産前産後期間を明記した規定はない。		1．あり 2．なし 3．その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
23	446	美浜町	2		美浜町議会	1	2	1	美浜町議会会議規則(平成2年12月25日議会規則第2号) 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	4	1	1	1
23	447	武豊町	2		武豊町議会	1	2	1	武豊町議会会議規則 第1章 総則第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない.2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	501	幸田町	4			1	2	1	幸田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	561	設楽町	2		設楽町議会	1	3	2		2			4	4	4	4	2	
23	562	東栄町	4		東栄町議会	1	2	1	東栄町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない. 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23	563	豊根村	4		豊根村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	

調査表４－５

市区町村別集計項目（市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査）

愛知県

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で、1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうち				問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）	
			1	0	9	9	0	2			29	5	2	7			21	
			3	8	11						9	6	4	18			30	
			0	1	34						16	27	48	0			2	
			50	45										29				
23	100	名古屋市	2	4	2						1	1	2	2		市政に対する興味・関心を高めるため、「なごや子ども市会」を開催している。	1	名古屋市地域防災計画 第1 章 第2 節 計画の性格等 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。 第2 章 第14 節 地域防災力の向上 また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	201	豊橋市	4	2	3						1	3	3	4			2	
23	202	岡崎市	4	4	1	1				岡崎市議会議員政治倫理条例 第4条 議員は、法令又は条例に定めるほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守し、不正の疑惑を持たれないようにしなければならない。 (2) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	2		女性を対象とした市議会傍聴ツアー	1	岡崎市地域防災計画(地震編、風水害編)、避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ (岡崎市地域防災計画) ・市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 ・市は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い等男女双方の視点等に配慮するためのﾆｰｽﾞ把握を行う。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のﾆｰｽﾞの把握を優先的に行う。 (岡崎市避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ) 避難所の運営は、男女共同参画の視点や、特に配慮を必要とする人への支援に配慮して取り組みます。
23	203	一宮市	4	2	2						2	3	3	2		応接室として使用していた部屋を、令和5年から女性更衣室として利用している。更衣室として利用するために、ﾊﾝｶﾞｰ掛け、ｶｰﾃﾝ、鏡、畳を設置した。	2	
23	204	瀬戸市	4	4	1	1				瀬戸市議会議員政治倫理要綱第3条(8) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為(ｾｸｼｬﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄ、ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ等の言動)をしないこと。	1	3	3	4		特になし	1	瀬戸市地域防災計画 (共2-1-2) 県及び市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を 高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	205	半田市	2	2	3						1	1	3	4			1	半田地域防災計画、半田市水防計画 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災安全課と市民協働課が連携し明確化しておくよう努める。
23	206	春日井市	4	4	3						1	3	3	2		なし	2	
23	207	豊川市	4	4	3						3		3	4			1	豊川市地域防災計画 また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメントに関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうち				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
23	208	津島市	4	4	2						1	1	3	4			1	津島市地域防災計画 風水害等災害対策計画編 2 災害予防 2-7 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 2-7-2 市及び防災関係機関における措置 2-7-2-(4) 応急活動のためのﾏﾆｭｱﾙの作成等 （前段省略） また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 ※地震・津波災害対策計画編にも同文記載あり。
23	209	碧南市	4	4	3						1	3	3	2			2	
23	210	刈谷市	4	4	3						1	3	3	2			1	刈谷市地域防災計画 風水害等災害対策計画 P55 地震・津波災害対策計画 P22 また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める 女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	211	豊田市	4	4	3						2	2	3	2			1	豊田市地域防災計画□ 市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が携し明確化しておくよう努める。□
23	212	安城市	4	4	1	1				安城市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない (1)議員としての品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。 (4)市等の職員に対し嫌がらせ、恫(どう)喝、強要その他の行為をし、その公正な職務の執行妨げ、又はその職務権限を不正に行使するよう働きかけをしないこと。	1	3	3	1	議会における議員の通称等の使用について 1 使用できる通称及び旧姓(以下「通称等」)の区分 (1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項に規定によりその使用が選挙長に認定された通称 (2)氏名に用いられている漢字のうち、通用字体(注)と異なる字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3)選挙時に選挙長に認定された通称の全部又は一部について、その仮名の表記を戸籍等に記載された氏名(婚姻等により戸籍等に記載された氏を変更した場合の変更前の氏名を含む。)のその対応する漢字(当該漢字が通用字体と異なる字体の場合にあっては、その対応する通用字体を含む。)の表記に改めたもの (4)婚姻等により戸籍等に記載された氏を変更した場合の変更前の氏名 ※(注)通用字体とは、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書が添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表2に掲げる字体のことをいいます。		1	安城市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局は災害対応について、防災担当部局を通じて、庁内及び避難所等へ情報提供を行うこととし、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携しておくよう努める。
23	213	西尾市	4	4	3						1	3	3	4		西尾市議会議員の通称名称の使用に関する規程について検討中	2	
23	214	蒲郡市	4	4	3						1	3	3	4			2	
23	215	犬山市	4	4	1	1				犬山市議会議員政治倫理条例 第5条第10項 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にｾｸｼｭｱﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄ、ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ、ﾏﾀﾆﾃｨﾊﾗｽﾒﾝﾄ、ﾓﾗﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄその他のﾊﾗｽﾒﾝﾄ及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。	1	2	3	4		女性議会の開催	2	
23	216	常滑市	4	4	2						2	2	3	4			2	
23	217	江南市	4	3	3						1	3	3	2			1	江南市地域防災計画 また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18		問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうち				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
23	219	小牧市	4	4	1	1		3	ﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止に関する議員向け研修を行っている	小牧市議会議員政治倫理条例 第4条7項 差別的な取扱い又は言動、性的な言動、名誉を毀損し、又は社会的信用を低下させる目的で他人を誹謗中傷する言動その他の個人の人格又は尊厳を害するおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	1	小牧市議会議員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用しようとする議員は、議長にその旨を書面により申出なければならない。ただし、次に掲げる事項については、旧姓を使用することができない。 (1) 法令等の規定により旧姓の使用が認められていないもの (2) 旧姓を使用することが適当でないと議長が判断するもの		1	小牧市地域防災計画 風水害･原子力等災害対策計画 第2編 災害予防 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 2 市、県及び防災関係機関における措置 (3)応急活動のためのﾏﾆｭｱﾙの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのﾏﾆｭｱﾙを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。なお、市は職員初動体制ﾏﾆｭｱﾙの事前防災行動計画(ﾀｲﾑﾗｲﾝ)等に基づき、災害対応を実施すること。 また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	220	稲沢市	4	4	3						1	1	3	1	議会運営委員会申し合わせ事項 議会活動における旧姓使用について、次のとおり申し合わせる。 1.議員は、議長の許可によりその任期中、戸籍上の氏に代えて旧姓を使用することができる。 2.旧姓使用を希望する議員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。 3.議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 4.議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を議長に提出しなければならない。 5.議長は、旧姓の使用を承認又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。 6.旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。		2	
23	221	新城市	4	2	3						1	3	3	2			2	
23	222	東海市	4	4	2						1	3	3	4			1	地域防災計画 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 1 市、県及び防災関係機関における措置 (4)応急活動のためのﾏﾆｭｱﾙの作成等 また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。
23	223	大府市	4	4	3						1	3	3	2			1	地域防災計画、避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ 【地域防災計画】 第1編 第2章 第1節 また、女性や高齢者、障がい者、外国人などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。 第2編 第7章 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なﾆｰｽﾞに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のﾆｰｽﾞの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 第2編 第10章 男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と連携し明確化しておくよう努める。 第3編 第10章 第1節 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のﾆｰｽﾞの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。 【避難所運営ﾏﾆｭｱﾙ】 第4章 4-2 ⑤ (ｳ) 男女別のﾄｲﾚや女性専用の物干し場、生理用品等の女性専用物資 配給窓口の設置など、女性避難者への配慮に努めます。
23	224	知多市	4	4	3						1	1	3	4			2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうち				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
23	225	知立市	4	4	2						2	2	3	1	知立市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第1条 この規程は、知立市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称、旧漢字を新漢字に改めた氏名又は議員が婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏を改める前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等の使用) 第2条 議員は、次に掲げる事項を除き、通称名等を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		1	知立市地域防災計画 ・地域防災計画(地震災害対策計画)第2編第5章第1節第1項(8) ・地域防災計画(風水害対策計画)第2編第7章第1節第1項(4) (前略)市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める 。
23	226	尾張旭市	4	2	1	1		3	全議員にハラスメントを含むコンプライアンスに関する冊子を配付している。	尾張旭市議会議員政治倫理要綱 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(1)～(5)略。(6) その地位を利用し、嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。	1	3	1	2		令和6年1月に、「女性の意見を聴く会～みんなでジェンダーギャップを考える～」を開催し、市民と議員がともにジェンダーギャップについて考える場を設けた。	1	尾張旭市地域防災計画 男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう務める。 ※ 尾張旭市地域防災計画 共通編 第2編 第3章 1-(4)
23	227	高浜市	4	4	3						3		3	4		特になし	2	
23	228	岩倉市	4	4	3						1	3	3	2			2	
23	229	豊明市	4	4	3						3		3	1	①豊明市議会議員の通称名の使用に関する要領 ②豊明市議会議員旧姓使用取扱要領 ① 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1)履歴に関する届出書類 (2)身分証明書 (3)辞職願 (4)報酬、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5)源泉徴収票の名義 (6)叙位及び叙勲の申請 (7)在職証明書等各種証明書 (8)市議会議員共済会に関する各種届出書 (9)その他の通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの ② 1 趣旨 この要領は、豊明市議会議員(以下「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 2 承認 議員は、議長の承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 別表 1 履歴に関する届出書類 2 身分証明書 3 辞職願 4 報酬・旅費・費用弁償の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 叙位・叙勲の申請 7 在職証明書等各種証明書 8 市議会議員共済会に関する各種届出書 9 その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	LGBT研修	1	地域防災計画 第2章 災害予防計画 総-61 男女共同参画の視点から、豊明市 防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、防災担当部局と連携し明確化しておくよう努める。
23	230	日進市	4	4	3						3		3	1	日進市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようするときは、通称名等使用許可申請書(様式1)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。		1	日進市地域防災計画<地震災害対策計画> 日進市地域防災計画<風水害・原子力等災害対策計画> 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18		問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうち				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
23	231	田原市	2	2	3						1	3	3	4			2	
23	232	愛西市	4	4	2						2	3	3	4		特になし	1	愛西市地域防災計画 〇市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	233	清須市	4	4	3						3	0	3	4			2	
23	234	北名古屋市	4	2	3						1	3	3	1	北名古屋市議会議員氏名の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項に規定する通称の使用が認定された場合 当該認定を受けた通称 (2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧内のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏		2	
23	235	弥富市	4	4	3						3		3	2			2	
23	236	みよし市	4	4	3						3		3	2		特になし	1	みよし市地域防災計画 (4)応急活動のためのﾏﾆｭｱﾙの作成等 市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためﾏﾆｭｱﾙを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。 また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	237	あま市	4	4	2						2	3	3	4		特になし	2	
23	238	長久手市	4	4	3						3		1	2		特になし	2	
23	302	東郷町	4	4	2						1	3	2	2			2	
23	342	豊山町	4	4	2						2	2	2	2			2	
23	361	大口町	4	4	2						2	3	2	4			2	
23	362	扶桑町	4	4	3						3		3	4			2	
23	424	大治町	4	4	3						3		3	4			2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうち				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
23	425	蟹江町	4	4	1	1				蟹江町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (2) 町が行う許可、認可又は委託及び請負の契約並びに指定管理者の指定に関し、特定の業者又は団体のため不正な許認可又は契約をするよう働きかけないこと。 (3) 政治活動に関し、企業その他の団体(政党及び政治団体を除く。)から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付を受けないものとし、議員の後援団体についても同様とする。 (4) 町職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (5) 町及び町が構成団体となっている一部事務組合等の職員の採用、昇格、異動等の人事に関し、その地位を利用して推薦又は紹介をしないこと。 (6) 町からその活動、運営に対する補助金、助成金又は交付金を受けている団体、法人等の代表者の地位に就任しないこと。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。	1	3	3	4				
23	427	飛島村	4	4	3						1	3	3	4			1	飛島村地域防災計画 4 応急活動のためのﾏﾆｭｱﾙの作成等 村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実業を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのﾏﾆｭｱﾙを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。また、村及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	441	阿久比町	4	4	3						3		3	4			1	阿久比町地域防災計画 県及び町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画ｾﾝﾀｰの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
23	442	東浦町	4	2	1	1				東浦町議会議員の政治倫理に関する条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (7)嫌がらせ、強制、圧力をかける等のﾊﾗｽﾒﾝﾄその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	3	3	2			2	
23	445	南知多町	4	4	3						3		3	4			2	
23	446	美浜町	4	4	1	1				美浜町議会議員の政治倫理に関する条例(令和4年3月25日条例第1号) (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけないこと。	3		3	4			3	
23	447	武豊町	4	4	3						1	3	3	4			2	
23	501	幸田町	4	4	3						3		3	4			2	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1．を選択した場合、行っている取組みは、次のうち				問12－11で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1．を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1．を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1．人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2．保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．専用の場所が設置されている。（常設） 2．授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3．設置または提供する予定である。 4．なし	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．ハラスメント防止に関する規定（倫理規定等）がある	2．ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3．その他	その他内容		1．行っている。 2．行っていないが、今後、行う予定である。 3．行っておらず、今後、行う予定もない。	1．研修において利用している。 2．研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3．研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1．行っている。 2．行っていないが、今後、取り組む予定である。 3．行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1．明記した規定があり、認めている。 2．明記した規定はないが、運用上認めている。 3．明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4．明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1．位置づけられた規定がある。 2．位置づけられていない。 3．その他（不明等）	
23	561	設楽町	1	4	3						3		3	4			3	
23	562	東栄町	4	4	3						1	2	3	4			2	
23	563	豊根村	4	4	3						3		3	4			2	